

# 新杵築市立図書館(仮称)資料収集方針

## I 基本方針

1 杵築市立図書館は、住民の知る自由を保障する機関として、住民のあらゆる資料要求に最大限に応えるため、この資料収集方針に基づき、資料の選択および収集を行う。杵築市立図書館は次の任務を果たすための資料を収集する。

- ① すべての住民の知的関心に応えるためのサービスを提供する。そのために、リクエストにはできるだけ応えるように努める。
- ② 住民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報を収集し提供する。
- ③ 住民の余暇活動を支援する。
- ④ 住民の調査・研究を支援する。
- ⑤ 杵築市の地域資料・行政資料を収集・保存・提供し、杵築市の歴史を未来に伝える。

2 情報・資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館運営・業務の中で最も重要なものの一つである。

収集にあたっては、選書会議だけでなく、カウンターやフロアでの住民との対話・対応やリクエストを大切にし、読みたい、もっと知りたい、調べたいなどの要望に応える資料を積極的に収集する。住民の自由な学習や創造、娯楽や癒しに役立つ魅力ある充実した資料の収集に努める。

3 組織的、体系的に資料の充実を図る。各分野のバランスが適切になるよう調整を図り、基本的な図書を中心に収集し、常に新鮮な状態を保つように配慮する。また、山香図書室・大田図書室の資料は本館との間で調整し、効率的な貸出や保存を図る。

4 資料収集にあたって

### (1) 基本的な考え

- ① 多様な、対立する考えのある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- ② 著者の思想的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- ③ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- ④ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。特定の機関や団体の宣伝となる資料は選定しない。  
「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)
- ⑤ 寄贈図書の受け入れにあたっても同様とする。

- ⑥ 専門性の高い資料、高価な資料は県立図書館との相互貸借を有効に活用し提供するよう努める。
- ⑦ 近隣図書館等との協力・分担制度により、効率的な蔵書構成を図る。
- ⑧ 住民からの要望・意見を歓迎するとともに、十分検討し蔵書に活かすようにする。
- ⑨ 収集した資料の利用状況について図書館全体で分析・検討し、次の選書に活かすようにする。

## (2) 留意すること

- ① 切り抜き、組立を目的に編集されたものは収集しない。
- ② 書き込みを目的に編集されたものは収集しない。
- ③ 人権またはプライバシーを損なう資料は収集しない。
- ④ わいせつ出版物であるとの判決が確定したものは収集しない。
- ⑤ マンガについては評価の定まったものを中心に、検討した上で収集する。
- ⑥ 外国語図書については、利用度が高いと予想されるものを収集する。

## 5 収集資料の選定

収集する資料の検討は、利用者の要望等を十分考慮して、図書館員からなる選書会議において行い、その判断が尊重されます。また、選書収集した資料と情報を住民に提供する責任は館長にあります。

## 6 資料収集の方法

- ① 資料の収集は購入を基本とするが、寄贈、寄託、交換等も活用する。その場合においてもこの方針を適用する。
- ② 寄贈本の受け入れに際しては、所蔵の判断を図書館に委ね、廃棄もありうることを承諾したもののみに受け入れる。

## II 収集資料の種類

- (1) 図書（一般図書、参考図書、児童図書、青少年図書、その他）
- (2) 遂次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- (3) 地域資料、行政資料
- (4) 官公庁出版物
- (5) 視聴覚資料
- (6) 電子資料（CD-ROM、DVD 等）
- (7) 障がい者サービス用資料
- (8) その他(マイクロフィルム、パンフレット、その他)

※技術の進歩などによる新しい形態の資料については、その普及度、利便性、継続性を考慮し、収集対象に加える。

### Ⅲ 資料別収集方針

#### (1) 図書

- ① 一般図書 住民の教養、娯楽、実用、調査、研究等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ専門的な図書まで幅広く収集する。
- ② 参考図書 日常的課題に応える辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、地図等幅広く収集する。
- ③ 児童図書 児童が読書の楽しみを知り、よりよい読書習慣を形成するように、絵本・児童書については評価の定まったものを中心に、各分野の資料（紙芝居を含む）を幅広く収集する。学校図書館支援に役立つ資料の収集にも努める。
  - ア 発達段階に応じて正確で理解しやすい内容のものを各分野幅広く収集する。
  - イ 基本図書、推薦図書などの収集に努める。
  - ウ 調べ学習、問題解決学習に対応できる資料を積極的に収集する。
  - エ 学校・学校図書館との連携を密にし、教育課程の展開に寄与することができる資料を収集する。
  - オ 内容が公正で、正確で、分かりやすい資料を収集する。
  - カ 学校図書館の蔵書状況、活用状況などを参考にして、補完に努める。
- ④ 青少年図書 中学生、高校生の発達や課題意識を十分考慮して収集する。青少年の要求にあった資料、話題性のある資料を収集する。学校図書総目録を基準に、児童図書同様学校図書館支援に役立つ資料の収集にも努める。また、一般図書の収集基準に準じ、青少年の生き方、職業選択、進路等の参考になるものを幅広く収集する。
- ⑤ 洋書等海外資料は、必要に応じて計画的に収集する。
- ⑥ 点字資料、録音資料等の収集については、障がい者団体、福祉団体、ボランティア団体などから十分要望を聞き収集する。

(2) 逐次刊行物

- ① 新聞 主要全国紙、地方紙をはじめ、政党紙、専門紙、機関紙等は利用度に応じて収集する。児童および青少年向けのものも収集する。
- ② 雑誌 月刊、週刊、旬刊等の各分野の雑誌を中心に、収集する。児童および青少年向けのものも収集する。専門雑誌や娯楽雑誌は、必要度に応じて収集する。マンガ雑誌は、原則として収集しない。
- ③ 年鑑、年報、白書等は、一般図書および参考図書に準じて収集する。

(3) 地域資料、行政資料

- ① 杵築市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、パンフレット、地図、写真、ポスター、電磁的記録等の網羅的な収集を目指す。

ア 杵築市について書かれたもの

- A 杵築市に関する歴史
- B 地誌（地名・絵画・地図・史蹟名勝・紀行・自然・写真集）
- C 神社・仏閣等に関するもの
- D 行政・経済・文化に関するもの
- E 民話・方言・慣習・年中行事に関するもの
- F 杵築市や杵築市縁の人物を扱った文芸作品等
- G 郷土芸能に関するもの
- H その他(電話帳、名簿等)

イ 杵築市で発行されたもの

- A 杵築市関連記事
- B 官公庁及び団体の刊行物

- ② 郷土出身者、在住者、在職者等の著作物を収集する。
- ③ 自治体資料として予算書、決算書、議会議事録、例規集、広報等、自治体が住民に対して公表すべき資料を収集する。

④ 準地域資料

- ア 大分県に関するもの（内容は①～③と同様）
- イ 杵築市に関連性の深い周辺地域の資料（歴史・地理・民俗・自然等に関する資料は、自治体史、統計、名簿、電話帳、調査報告書等も含め、可能な限り収集する。）

(4) 官公庁出版物

- ① 政府機関、地方公共団体が発行する主要な資料を収集する。
- ② その他の公共機関が発行するものは、必要度が高いものを収集する。

(5) 視聴覚資料

- ① 趣味、教養、文化活動、地域活動に資するため、CD、DVD、ビデオテープ等の音声資料、映像資料を収集する。
- ② 音声資料、映像資料の媒体は技術の進歩をみながら、汎用的なものを選択する。

(6) 電子資料

- ① CD-ROM、DVD等の電磁的資料は、必要に応じて収集する。
- ② オンラインデータベース等ネットワーク系資料は、その利便性を考慮し、広く市民が利用できる環境を可能な限り整える。
- ③ マイクロフィルム、その他は必要に応じて収集する。

(7) 障がい者サービス用資料

- ① 視覚障がい者の利用に供するため、点字資料、録音図書、拡大写本、大型活字本、さわる絵本等を収集する。
- ② 聴覚障がい者の利用に供するため、字幕付き、手話付き映像資料を収集する。

(8) その他

パンフレット等は必要に応じて収集する。

## 収集方針の公開

この方針は公開し、収集資料について住民の要望、意見、批判があれば積極的に受け入れ、収集の参考とする。